

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十九号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第二十六条 附則第十八条の六の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|------------|
| <p>附 則</p> <p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)</p> <p>第二十六条 附則第十八条の六の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p> | <p>附 則</p> |